みなし指定について

　健康保険法による保健医療機関（病院・診療所)、保険薬局の指定、介護保険法による介護老人保健施設、介護医療院の指定があったときは、特例として下記のサービスの指定があったとみなされます。ただし、もとの指定が取り消された場合には、みなし指定も効力を失います。

介護保険法第７１条、７２条、１１５条の１１　等

法律	事業者	指定の特例（介護予防を含む）
健康保険法	保険医療機関 （病院・診療所）	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、短期入所療養介護（療養病床を有する病院・診療所に限る）
	保険薬局	居宅療養管理指導
介護保険法	介護老人保健施設	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
	介護医療院	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護

※令和７年６月時点

　実務上、長崎県長寿社会課では、実際に介護保険サービス事業を提供する事業所のみを、「みなし指定」としてシステム登録しています。みなし指定でのサービス提供を考えられている場合、後述する書類の提出をお願いします。

新たにサービスを開始する場合

　サービスを開始予定の概ね１～２か月前（提出時期については、担当者と要相談）までに下記書類の提出をお願いします。
（指定申請ではありません。必要事項を把握するため、各様式を準用しています。）

１．指定(許可)申請書　第一号（一）様式（※手数料はみなしのため不要です。）
２．付表・チェックリスト
３．従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
４．資格証の写し（上記勤務体制内に資格が必要な職種があればご提出ください。）

５．平面図
６．サービスの運営規定
７．利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
８．誓約書
９．保険医療機関・保険薬局　指定通知書の写し
　　介護老人保健施設・介護医療院　開設許可証の写し
10．介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
11．体制状況一覧表と添付書類

その他留意事項

「みなし指定」事業所においても、介護保険法及び各居宅サービス又は介護予防サービスに規定する人員・設備・運営に関する基準、介護報酬の加算・減算等は、所定の要件を満たす必要がありますので、ご確認をお願いします。

医療機関コードが変更になった場合は、介護事業所番号も作り直す必要があります。

主治医意見書と１０桁の介護事業所番号について

九州厚生局から指定を受けている保健医療機関（病院・診療所)、保険薬局について、主治医意見書に係る請求のみの目的で、１０桁の介護事業所番号が必要な場合、レムスケアへみなし登録をして、全サービスを別段で登録する必要があります。
お電話のうえ、下記書類の提出をお願いします。

１．保険医療機関・保険薬局　指定通知書の写し
２．指定を不要とする旨の申出書（第一号（四))
（余白に電話番号と FAX 番号の記載もお願いします。）

医療機関コードが変更になった場合は、介護事業所番号も作り直す必要があります。